

参考

施設機械工事等共通仕様書における
「指示・承諾・協議・提出・報告」
の一覧表

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容
第1章 総則									
1-1-1	・設計図書間で相違があるとき	1-1-2	・品質を証明する試験機関及び同等以上の品質	1-1-6	・承諾図書の記載内容が設計図書の変更を必要とする場合	1-1-3	・設計図書の照査を行い該当する事実がある場合の確認できる資料	1-1-36	・地下埋設物件等が予想される場合、当該物件の位置、深さ等
1-1-5	・詳細な施工計画書	1-1-3	・契約図書及びその他の図書の第三者への使用・伝達	1-1-7	・承諾済の承諾図書の変更	1-1-4	・請負代金内訳書、工程表	1-1-40	・架空線等上空施設の現地調査結果
1-1-12	・工事用地等の復旧方法	1-1-5	・施工計画書の記載内容の省略	1-1-19	・設計図書の変更に伴う請負代金額の変更	1-1-5	・施工計画書		・第三者からの環境問題に関する苦情に対する対応、交渉等の内容及び状況
1-1-17	・調査・試験に対する協力	1-1-6	・承諾図書	1-1-20	・工期変更		・変更施工計画書		・地方公共団体、地域住民等との交渉等の内容及び状況
1-1-18	・工事の一時中止	1-1-8	・設計図書及び資料の目的外の使用、複製、第三者への開示	1-1-23	・建設副産物の使用について設計図書に示されていない場合	1-1-6	・詳細施工計画書		・設置した引照点等に変動や損傷が生じた場合
1-1-21	・支給材料（又は貸与品）の引渡場所及び返還	1-1-18	・一時中止期間中の維持・管理に関する基本計画書		・建設副産物情報交換システムを使用しない場合	1-1-9	・承諾図書	1-1-45	・工事災害通知書
1-1-22	・工事現場発生材の引渡場所	1-1-21	・支給材料及び貸与品の修理等	1-1-27	・運転、点検、軽微な修繕等に必要となる図書等の分冊	1-1-15	・コリング登録確認の写し	1-1-47	・建設業退職金共済制度に該当しない場合
1-1-29	・修補の必要があると認めた場合	1-1-23	・建設副産物の任意仮設工事への使用	1-1-28	・電子納品の電子化の範囲等		・下請負人の社会保険等加入に関する必要書類の写し	1-1-49	・臨機の措置を講じた場合の内容
1-1-33	・品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度の変更	1-1-33	・標示板の設置が困難な場合の設置省略	1-1-33	・周辺施設等への影響が生じた場合の対応方法等		・下請負人が社会保険等に未加入である場合の特別事情申請書	1-1-51	・工事特性等に関する資料
1-1-38	・物件の発見・拾得物の処置		・使用する建設機械		・定めのない工種の施工管理	1-1-17	・社会保険等の届出の確認書類	1-1-52	・週休二日の実施内容
1-1-39	・工事検査に必要な仮設物の存置	1-1-36	・用地幅杭、測量標及び多角点等の移設	1-1-40	・排出ガス対策型建設機械、低騒音型・低振動型建設機械の使用が困難な場合	1-1-18	・施工体制台帳及び施工体系図（当初・変更）	1-1-54	
1-1-40	・事故報告書の提出期限	1-1-47	・提出書類の省略		・特定調達品目の調達実績の集計及び提出方法、特定調達品目を使用するに際して必要となる設計図書の変更	1-1-19	・調査及び試験の調査票等の提出	1-1-55	
1-1-47	・特定調達品目の調達実績の集計及び提出の方法				・特定調達品目のうち、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める「判断の基準」を満たさない材料を使用する場合	1-1-21	・低入札価格調査の必要資料		
1-1-48	・測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合				・工事中に文化財を発見した場合の設計図書	1-1-22	・一時中止期間中の維持・管理に関する基本計画書		
1-1-53	・測量標及び多角点を設置するための基準点				・工事現場における公物又は部分使用施設について、施工管理上不都合が生ずる恐れがある場合	1-1-23	・受注者発議に基づく設計図書の内容変更に係る技術的証明又は必要資料		
	・提出書類の書式等に定めのない場合				・契約図書が諸法令に照らし不適当であったり、矛盾していることが判明した場合	1-1-24	・支給材料(又は貸与品)の請求書		
	・設備管理記録の様式				・許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合	1-1-25	・支給材料(又は貸与品)の返還書		
					・設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合	1-1-26	・支給材料(又は貸与品)の受領(又は借用)書		
					・用地幅杭が現存しない場合	1-1-28	・現場発生材報告書		
					・設計図書に特許権等の対象である旨明示がなく、その使用に関	1-1-29	・再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及び実施書の提出		
						1-1-30	・監督職員の立会願		
							・段階確認に關わる報告		
							・出来形数量		
							・完成図書及び施工図		
							・電子媒体		
							・工事完成通知書		
							・工事出来形報告書及び工事出来形内訳書		
							・中間前払金請求前の履行報告書		
							・建設資材の品質記録		
							・工事履行報告書		
							・事故報告書		
							・第三者に損害を与えた場合の回避可否に関する判断資料		

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容
					した費用負担を求める場合 ・発明又は考案した場合の出願及び権利の帰属等	1-1-45 1-1-46 1-1-47 1-1-48 1-1-51 1-1-53	・排出ガス対策型建設機械の写真 ・特定調達品目の調達実績の集計結果 ・関係官公庁及びその他の関係機関への届出等について、許可、承諾を得た書面を事後に、監督員から請求があった場合 ・現道上の工事について、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合の理由を付した書面（事前） ・工事測量の結果 ・工事請負契約に係る提出書類 ・監督職員が指示した事項の詳細書類 ・建設業退職金共済制度に該当する場合、その掛金収納書（発注者用） ・設備管理記録		
第2章 機器及び材料									
2-1-1	・材料の変質により工事材料の使用が不適当とされた場合	2-1-1 2-1-4	・設計図書に規定されていない機器等の使用 ・新技術・新素材の採用 ・設計図書において監督職員の試験若しくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料	2-1-1	・環境負荷低減に資する物品等の使用	2-1-1 2-1-2 2-1-3 2-1-4	・海外建設資材品質審査証明書あるいは日本国内の公的機関で実施した試験結果資料 ・設計図書において試験を行うこととしている機器等の試験結果 ・製造業者の規格証明書又は試験成績書 ・設計図書で定められている材料の品質規格証明書 ・設計図書において監督職員の試験若しくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料については、見本又は品質を証明する資料		
第3章 共通施工									
3-5-5 3-7-1 3-7-4 3-8-3 3-10-5	・塗装記録の表示位置 ・輸送中に製品等に損傷を与えた場合の処置 ・仮置き中に製品及び材料に損傷、汚損、腐食が生じた場合の処置 ・据付基準点を設置する場合の測量基準点 ・地中埋設管をやむを得ず曲げる場合	3-2-2	・鋳鉄品の補修等で溶接が必要な場合 ・部材の接合で接着剤等による接合、圧接接合（鉄筋を除く）、ろう付等を行う場合 ・表3-2-1に示す以外の鋼材の欠陥補修方法	3-6-1 3-6-2 3-7-4 3-8-3 3-9-2 3-10-1 3-10-2	・HDZ55のめっきを要求する素材の厚さが6mm未満の場合 ・協議事項に示す処理方法 ・製品及び材料の仮置き場所 ・別途工事のコンクリート構造物に金物を埋設する場合 ・地中配管の掘削に当たって埋設物を発見した場合の処置方法 ・ビニル電線の色別 ・金属管配線における管の埋設又	3-3-1 3-4-3 3-6-1 3-7-1	・溶接施工計画書 ・工事に従事する溶接工の名簿 ・ボルトの締付確認結果 ・コンクリート埋設部の溶融亜鉛めっきにおいて、所定の付着力が得られることを確認した技術資料 ・輸送施工計画書	3-7-1 3-7-4	・輸送中に製品等に損傷を与えた場合 ・仮置き中に製品及び材料に損傷、汚損、腐食が生じた場合

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容
3-12-1	・仮設物の設置、撤去、原形復旧方法	3-3-2	<ul style="list-style-type: none"> ・表 3-3-4 に示す以外の被覆アーク溶接棒 ・主要部に使用する SS 400 の溶接施工性 ・表 3-3-5 に示す以外の被覆アーク溶接棒の乾燥 ・表 3-3-6 に示す以外のフラックスの乾燥 ・受注者が採用しようとする特殊な溶接法の施工試験又は施工実施の経験を既に持つ場合においての溶接施工試験の省略 ・予熱の省略 ・現地で溶接を行うため応力焼きなましが困難な大型構造物の場合、調質を行った鋼材などで脆性破壊のおそれのない場合等での他の施工方法 ・表3-3-12に示す以外の欠陥の補修方法 	3-10-5	<p>は貫通施工を行う際、障害物がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地中配線の掘削に当たって埋設物を発見した場合の処置方法 				

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告			
章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容		
		3-6-1	<ul style="list-style-type: none"> ・溶融亜鉛めっきについて、JIS H 8641、JIS H 0401 又は同等以上の規定により難い場合 ・コンクリート埋設部の溶融亜鉛めっきにおいて、所定の付着力が得られることを確認した技術資料 ・溶融亜鉛めっきの付着量が表 3-6-1 により難い場合 	3-6-2	<ul style="list-style-type: none"> ・金属溶射について、JIS H 8300 の規定により難い場合 	3-6-3	<ul style="list-style-type: none"> ・流電陽極方式に使用する陽極材としてアルミニウム合金、マグネシウム合金、亜鉛合金以外を用いる場合 	3-9-2	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削土を埋戻しに使用しない場合 		
第4章 水門設備											
		4-1-2 4-3-3	<ul style="list-style-type: none"> ・準拠する基準等により難い場合 ・ワイヤーロープワインチ式開閉装置の動力伝達歯車、ドラム、軸の支持構造を両端支持構造以外とする場合 	4-1-2 4-2-1	<ul style="list-style-type: none"> ・基準等と設計図書に相違がある場合 ・主軸の構造をリベット及びボルト接合又はピン接合とする場合 						
第5章 ゴム引布製起伏堰設備											
		5-1-2	<ul style="list-style-type: none"> ・準拠する基準等により難い場合 	5-1-2	<ul style="list-style-type: none"> ・基準等と設計図書に相違がある場合 						
第6章 揚(用)排水ポンプ設備											
		6-1-3 6-9-2 6-9-3	<ul style="list-style-type: none"> ・準拠する基準等により難い場合 ・設計図書で明示する以外の主ポンプ運転操作方式及び始動条件 ・監視操作制御機器の精度及び設定値 ・設計図書で明示する以外の故障項目 ・設計図書で明示する以外の監視操作項目 ・計装装置の機器・材料 ・安全確認装置の設置箇所等 ・設計図書で明示する以外の遠方監視操作機能の詳細設計 	6-1-3	<ul style="list-style-type: none"> ・基準等と設計図書に相違がある場合 						

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容
		6-11-2 6-11-3 6-12-2	・手動式天井クレーンに使用する材料について設計図書で特に明示がない場合 ・電動式天井クレーンに使用する材料について設計図書で特に明示がない場合 ・据付に伴いコンクリート構造物及び建屋等をはつる場合						
第7章 除塵設備									
		7-1-2 7-2-2 7-5-2	・準拠する基準等により難い場合 ・バースクリーンの傾斜角度が設計図書で特に示されていない場合 ・バースクリーンの目幅が設計図書で特に示されていない場合 ・据付に伴いコンクリート構造物、建屋等をはつる場合	7-1-2 7-2-1 7-3-1	・基準等と設計図書に相違がある場合 ・点検窓設置の有無 ・点検窓設置の有無				
第8章 ダム管理設備									
		8-1-2 8-2-5	・準拠する基準等により難い場合 ・据付に伴いコンクリート構造物及び建屋等をはつる場合	8-1-2	・基準等と設計図書に相違がある場合				
第9章 鋼製付属設備									
		9-1-2	・準拠する基準等により難い場合	9-1-2	・基準等と設計図書に相違がある場合				
第10章 鋼橋上部工									
10-2-5 10-5-1 10-6-3	・工場で行う突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手について、表 10-2-7 以外による場合 ・測量結果が設計図書に示されている数値と差異が生じた場合 ・ボルト締め後または溶接施工のため塗装が困難となる部分であらかじめ塗装を完了させなければならない場合	10-1-2 10-2-2 10-2-3 10-2-4	・準拠する基準等により難い場合 ・工場塗装工の材料について、設計図書に特に明示されていない場合 ・原寸図の一部または全部を省略する場合 ・主要部材において冷間曲げ加工を行う場合で内側半径が板厚の 15 倍以上でない場合	10-1-2 10-2-2 10-2-6 10-2-8 10-5-10 10-6-3	・基準等と設計図書に相違がある場合 ・機械試験の対象とする材料の選定 ・実仮組立てを行う場合で架設条件により各部材が無応力状態になるような支持を設けられない場合 ・塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されていない場合 ・接触面に塗装しない場合又は無機ジンクリッヂペイントを塗装する場合、以外の処理を施す場合 ・現場塗装工において、表 10-6-1 の塗装禁止条件以外の場合	10-2-2 10-2-4 10-5-1 10-6-3	・主要構造部材のミルシート ・板取りに関する資料 ・測量結果が設計図書に示されている数値と差異が生じた場合 ・現場塗装における塗膜厚測定記録		

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容
		10-2-5 10-2-6 10-3-2 10-6-3 10-8-2	<ul style="list-style-type: none"> ・溶接施工試験において、過去に同等又はそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場に対して溶接施工試験を省略する場合 ・材片の組合せ精度の施工試験によって確認された誤差の許容量が確認された場合 ・現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験について、放射線透過試験に代えて超音波探傷試験を行う場合 ・欠陥部の補修方法が表 10-2-9 に示す方法以外の場合 ・実仮組立てと同等の精度の検査が行えるため、他の方法によって仮組立てを実施する場合 ・母材間の食い違いにより締付け後も母材と連結板に隙間が生じ、補修を行う場合 ・検査路と桁本体との取付けピースを現場で取付ける場合 ・防錆剤の使用について ・支承工の施工について、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会)により難い場合 	10-7-2	<ul style="list-style-type: none"> ・床版工において桁の出来形に誤差のある場合 ・コンクリート製もしくはモルタル製以外のスペーサーを使用する場合 				

第 11 章 水管橋上部工

		11-1-2 11-2-1 11-4-3	<ul style="list-style-type: none"> ・準拠する基準等により難い場合 ・工場塗装工の材料について、設計図書に特に明示されていない場合 ・原寸図の一部又は全部を省略する場合 ・現場溶接部において、溶接部被覆（フィルム併用ポリウレタン被膜工法、ポリウレタン注入被膜工法及びジョイントコート工法）を使用する場合 	11-1-2 11-4-3	<ul style="list-style-type: none"> ・基準等と設計図書に相違がある場合 ・エアレススプレーを使用する場合の防塵防護 	11-3-1 11-4-3	<ul style="list-style-type: none"> ・橋座高及び支承間距離の検測結果 ・水管橋の形状が設計に適合している確認結果 ・現場塗装における塗膜厚測定記録 	11-3-3 11-6-1	<ul style="list-style-type: none"> ・組立て中に損傷があった場合 ・伸縮可撓管の据付位置
--	--	--------------------------------	--	----------------------	--	----------------------	---	------------------	---

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容
第 12 章 電気設備									
12-1-2	・盤名称板の記入文字	12-1-2 12-1-2	・準拠する基準等により難い場合 ・接地・絶縁抵抗・絶縁体力が電気設備技術基準により難い場合 ・監視操作制御設備等の各盤の配線及び構造等について JEM 等の該当する規格により難い場合 ・監視操作制御設備等の電線の種類及び電線被覆の色別について JEM 等の該当する規格により難い場合 ・監視操作制御設備等の盤名称板について JEM 等の該当する規格により難い場合 ・盤内機器について、設計図書に明示した場合を除く共通仕様書の記載により難い場合 ・設計図書に明示した場合を除き、各盤に設ける操作開閉器の形式について、共通仕様書の記載により難い場合 ・発電機について設計図書に明示した場合を除く共通仕様書の記載により難い場合 ・自家発電機用のディーゼルエンジン駆動陸用交流発電機 (JEM1354) について共通仕様書の記載により難い場合 ・自家発電機用のガスタービン駆動同期発電機 (JEC2131) について設計図書に明示した場合を除く共通仕様書の記載により難い場合 ・試験及び調整項目、方法等を記載した要領書	12-1-2 12-7-1	・基準等と設計図書に相違がある場合 ・既設通信回線及び既設設備の運用に支障を来すおそれがある場合	12-7-5	・試験及び調整項目、方法等を記載した要領書	12-7-1 12-7-5	・既設機器や構造物等に損傷を与えた場合 ・現地試験データ及び調整結果
第 13 章 水管理制御設備									
		13-1-2 13-1-2	・準拠する基準等により難い場合 ・標準塗装色 (5Y7/1) 以外の場合の塗装色とする場合 (汎用品を除く)	13-1-2 13-10-1	・基準等と設計図書に相違がある場合 ・設備の据付調整に当たり、既設の通信回線及び既設設備の運用に支障を来すおそれがある場合	13-10-2	・壁掛形機器等にて質量の大きいもの、取付方法が特殊なものを取付ける場合の取付詳細図 ・試験及び調整結果を記載した試験成績書	13-10-1	・設備の据付調整の際に施工する設備、既設機器や構造物等に損傷を与えた場合